

札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱

平成元年 3 月 2 8 日

市 長 決 裁

(目 的)

第 1 条 この要綱は、「男女共同参画さっぽろプラン」(以下「計画」という。)に基づき、審議会等の委員への女性の登用を促進し、政策・方針決定過程への参画の拡大を通して女性の地位向上を図ることを目的とする。

(審議会等の範囲)

第 2 条 この要綱において「審議会等」とは、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成 1 0 年 3 月 1 3 日市長決裁）第 2 条に規定する附属機関をいう。

(目標値)

第 3 条 審議会等の委員に占める女性委員の割合については、おおむね 4 0 %を計画の最終年度（令和 9 年度）までの目標とするが、最終的な目標としては、審議会等の委員が男女同数で構成されることを目指すものとする。

(選任事務)

第 4 条 札幌市事務分掌条例（昭和 4 6 年条例第 4 0 号）第 1 条に掲げる室、局及び消防局、水道局、交通局並びに病院局長、教育長並びに区長（以下「局長等」という。）は、所管する審議会等の委員の選任に当たり、前条の目標が達成できるよう積極的に女性委員を登用する。

(事前協議)

第 5 条 審議会等を所管する局長等は、委員の選任に当たり、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に定める様式により市民文化局長と事前協議を行うものとする。ただし、女性の割合が 4 0 %以上となる場合は、この限りでない。

2 市民文化局長は、前項の事前協議の結果を局長等に通知するものとする。

(方 策)

第 6 条 審議会等を所管する局長等は、女性の割合が 4 0 %に達しない場合、その所管する審議会等について、毎年度、審議会等委員への女性の登用計画書を作成し、市民文化局長に提出するものとする。

2 市民文化局長は、前項の登用計画書及び審議会等委員への女性登用状況を「札幌市男女共同参画行政推進会議」（以下「推進会議」という。）に報告する。

3 推進会議は、前項の報告に基づき、第 3 条の目標値を達成するために必

要な方策を講ずるものとする。

(情報の収集と提供)

第7条 市民文化局長は、審議会等の委員への女性候補者に関する情報収集に努め、審議会等を所管する局長等へ情報提供等の協力を行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 前項の規定による改正後の札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱第2条及び第5条の規定は、平成10年10月1日以後の審議会等の委員の選任について適用し、同日前の審議会等の委員の選任については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。